

平成24年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月24日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成24年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月17日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成24年2月24日（金） 午後2時
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 21名

2番	菰 渕 将 鷹	13番	為 広 員 史
3番	鎌 田 基 志	14番	山 本 良 熙
4番	三 笠 輝 彦	15番	渡 辺 慧
5番	山 田 勲	16番	古 市 弘
6番	高 木 康 光	17番	蓬 清 二
7番	倉 本 清 一	18番	青 木 義 勝
8番	中 河 哲 郎	19番	造 田 節 夫
9番	大 平 達 城	20番	藪 内 伊佐子
10番	森 谷 政 義	21番	門 瀧 雄
11番	多 田 照 雄	22番	高 木 堅
12番	田 中 貞 男		

欠席議員 1名

1番	山 崎 数 則
----	---------

出席関係者

広域連合長	大 西 秀 人	事業課資格管理 グループリーダー	伊 藤 英 樹
副広域連合長	新 井 哲 二	事業課医療給付 グループリーダー	浜 田 一 昭
副広域連合長	藤 井 賢	事業課保険料 グループリーダー	山 本 将 之
事務局 長	喜 多 広 志	議会事務局 長	森 覚
事業課 長	岩 滝 徹 彦	事務局書記	和田森 哲 也
総務課 総務 グループリーダー	岡 田 京 子		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

議案第1号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第5号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例の一部改正）

議案第6号 平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第1号）

議案第7号 平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

（提案説明・質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（三笠輝彦君）皆さん、こんにちは。

年度末を控えまして大変忙しい中、議員皆さん方には本当に御出席をいただきましてありがとうございました。

これより平成24年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

観音寺市議会から選出されておりました大賀正三君が昨年12月6日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました森谷政義君の議席は10番に、多度津町議会から選出されておりました庄野克宏君が去る2月20日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同町議会から選出されました門 瀧雄君の議席は21番に、三豊市議会から選出されておりました近藤賢司君が去る2月23日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました為広員史君の議席は13番に、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において8番中河哲郎君及び15番渡辺 慧君を指名いたします。

◇

諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）議案第1号～議案第7号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。

◇

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日、平成24年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の新年度予算案でございますが、平成24年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を平成24年度も継続して実施するとともに、健康診査の受診項目の充実を図るなど、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

また、平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料につきましては、1人当たりの医療給付費の増加、被保険者の保険料負担である後期高齢者負担率の10.26%から10.51%への引き上げ、さらには平成22年度の保険料改定時に抑制したことの反動などから、保険料負担の大幅な増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、国においては被保険者の方々に不安や混乱を生じさせないように、広域連合における剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しにより、負担の増加を抑制するよう各広域連合及び都道府県に協力を要請したところでございます。

本広域連合といたしましては、こうした国の意向や他府県の広域連合の改定状況等を勘案しつつ、香川県との協議の中で被保険者の負担軽減を図るため、繰越金や財政調整

基金を活用することによりまして、保険料の均等割額及び所得割率については、現行のまま据え置くこととしたものでございます。

まず、議案第1号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として151万8,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び維持管理費のほか、丸亀市を除く派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費などを合わせて4億3,944万5,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、保険者機能強化事業費として、懇話会開催経費や後発医薬品の使用促進のための普及・啓発に係る経費のほか、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託料などを、また特別対策事業費として制度の広報・周知等の経費を、長寿・健康増進事業費として市町が実施する人間ドック等の補助金などを、合わせて5,322万3,000円を計上したものでございまして、以上、一般会計予算総額は4億9,468万6,000円となり、平成23年度当初予算に比べ、金額で1,670万8,000円、率にして3.5%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業費補助金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を、第5款「繰越金」では、前年度繰越金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます被保険者の療養給付費負担金及び療養費負担金を初め、審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて1,262億8,266万7,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等

による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として8,882万円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和するための共同事業に対する拠出金として1,700万9,000円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施するための経費として4億2,225万4,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻しをした過年度分の過誤納保険料等相当分を補てんするための経費を、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業に係る経費として、国から交付される特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて5,618万9,000円を計上したものでございまして、以上、特別会計の予算総額は1,268億7,319万2,000円となり、平成23年度当初予算に比べ、金額で36億599万5,000円、率にして2.9%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第8款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分の補てん経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度繰越金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成24年度及び平成25年度における保険料率の制定、保険料の賦課限度額の改定並びに平成24年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な内容といたしまして、平成24年度及び平成25年度の所得割率及び被保険者均等割額を現行のまま据え置くことに伴い、第10条及び第11条の「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、第12条では保険料の賦課限度額を政令改

正に伴い「50万円」から「55万円」に改定するものでございます。また、附則第25項では、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置を、附則第26項では被保険者均等割額が7割軽減される被保険者に対する8.5割軽減措置を平成24年度においても継続して実施するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成23年度第4次補正予算において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減措置に対する補てん経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されたことに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第5号専決処分の承認についてでございますが、人事院勧告に準拠して、12月期に支給する期末手当の額の減額調整について早急に改定する必要性が生じたので、去る11月30日に香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行うとともに、不用額が生じる見込みであるもので、おおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたほか、保険料負担の軽減措置継続のため、国において補正予算措置が講じられたことに伴い、関連事業費について措置したものでございます。

まず、議案第6号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、第三者行為求償事務が当初の予定を上回る見込みとなったことによる事務手数料の増額があるものの、入札に伴い各種小冊子等の印刷単価が減額になったことによる印刷製本費の減額、レセプト点検業務の見直し等による委託費の減額など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成24年度における保険料の減額のための補てん財源として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金への積立金として増額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございまして、今回の補正額は6億5,191万8,000円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと11億2,989万6,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するほか、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業に係る補助金や、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成24年度における保険料減額の補てん財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金をそれぞれ増額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございまして。

次に、議案第7号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、療養費が当初の予定を下回る見込みとなったことから療養費負担金を減額補正し、第2項「高額療養諸費」及び第3項「その他医療給付費」では、支給件数が当初の予定を上回る見込みとなったことから、高額療養費負担金及び葬祭費負担金をそれぞれ増額補正するものでございまして。

また、第4款「保健事業費」では、健康診査の受診者数が当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございまして。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、平成22年度の医療給付等に係る国庫負担金や県負担金のほか、健診事業費に係る国庫補助金の超過額を過年度収入精算返還金としてそれぞれ措置するものでございまして。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございまして、今回の補正額は8,859万6,000円の増額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと1,233億5,579万3,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」の療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」の第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金をそれぞれ減額補正するほか、同項の健診事業費補助金及び東日本大震災の被災者支援に伴う災害臨時特例補助金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第10款「諸収入」、第3項「雑入」では、第三者納付金をそれぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございまして。

以上、提出議案の概要を説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただきま

して、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第5号専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございました。

さて、国におきましては、消費税を引き上げることを柱といたしまして、「社会保障と税の一体改革大綱」が今月17日に閣議決定をされますとともに、野田首相はこの改革に不退転の決意で一体改革をやり遂げると表明をいたしております。

この一体改革大綱には、高齢者医療制度の見直しが主な項目の一つとして盛り込まれており、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、また支援金の総報酬割の導入、自己負担割合の見直しを行うことといたしております。

その具体的な内容といたしましては、周知や準備のための期間を考慮し、後期高齢者医療制度は平成26年2月末をもって廃止し、一昨年12月の高齢者医療制度改革会議での「最終とりまとめ」等を踏まえ、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとした上で、地域保険は国保に一本化するとした新たな高齢者医療制度に移行するというものでございます。

近く関係者の理解を得た上で法案化し、今国会中に現制度の廃止法案など医療制度関係法案を提出し、成立を図るといたしておりますが、全国知事会や与野党内からも、現制度は既に定着しており、拙速な新制度への移行は混乱を招くこと、また、新たな高齢者医療制度は基本的な枠組みや財政運営に問題を抱えていることなどとして、今なお反対の声が上がっており、法案の提出、さらには審議の状況も含め、今後ともその成り行きを注視してまいらなければならないところがございます。

本広域連合といたしましては、こうした国の動向、また全国市長会等関係団体の動向にも十分注視をしながら、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、引き続き適正かつ効率的な事業運営に努めてまいりたいと存じておるところでございます。

どうか議員皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、まことに簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（三笠輝彦君）以上で平成24年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後2時25分 閉会

會議錄署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 中 河 哲 郎

議 員 渡 辺 慧